

確 認 事 項

令和5年11月の屋久島沖での米軍オスプレイの墜落事故について、防衛省は佐賀県に対し、今後、当該事故に係る説明をはじめとしたオスプレイの安全性についての説明責任を果たしていく。佐賀県は防衛省に対し、当該事故に係る徹底的な原因究明及びその結果並びに今後の対応についての説明を引き続き求めていく。

以上を前提として、防衛省と佐賀県は、佐賀空港（以下「空港」という。）の将来の発展並びに佐賀駐屯地（仮称）（以下「駐屯地」という。）運用開始後の空港の円滑かつ安全な運用確保及び駐屯地の計画的な整備のために、下記について相互に確認する。

記

- 1 空港の滑走路延長及び平行誘導路の整備について、できるだけ早期に供用開始できるよう、防衛省は、その実現のため、佐賀県と国土交通省との協議に参加するとともに、その他必要な協力を最大限行う。
- 2 空港の平行誘導路の整備について、防衛省は応分の負担を行う。
- 3 駐屯地の整備について、佐賀県は手続を適正に遅滞なく進めるなどの必要な協力を行う。

令和6年1月29日

防衛省大臣官房審議官 井上 圭子

佐賀県副知事

落合 裕二